令和6年(ハ)第■■■■■号 損害賠償請求事件

原告 ■■■■

被告 ENEOS株式会社

原告第1準備書面

令和6年5月17日

東京簡易裁判所民事第5室6係B 御中

原告 ■■■■

目次

第1	用語の整理	2
1	本書に用いる用語および表記の意味	2
2		2
2	(1) 本件規程に定める「通報」及び「通報情報」の範囲について	2
	(2) 訴状において定義した「本件通報」という用語の意味の変更について	3
	(3) 「本件通報」及び「本件通報に係る情報」を区別することについて	4
3	本件訴訟に用いる用語のまとめ	5
	(1) 表 1. 本件内部通報制度の仕組みに関する用語	5
	(2) 表2. 「通報情報に関する事実」に関する用語	6
	(3) 表3. 時系列における用語と書証番号の整理	8
	(4) 表 4. 本件規程に定める事項と当事者の主張との対応表	9
第2	原告の主張	1
1	本件訴訟における原告の主張が遮断されないこと	1
	(1) 答弁書における ④ → ④´の対応付けは、被告独自の解釈にすぎない	1
	(2) 原告の主張が既判力によって遮断されることはない	1
	(3) 甲21の3の情報を得たことにより推定される事実について	1
	(4) 原告における情報把握の状況と前回訴訟主要事実との関係について	1
	(5) 本件訴訟における原告の主張は、信義則に反せず、許される	1
2	被告について債務不履行又は不法行為に基づく責任が成立すること	1
	(1) 本件規程を定めて本件内部通報制度を整備したことによる債務の存在	1
	(2) 本件規程に定める「通報情報に関する事実を確認するための調査」について	1
	(3) 「通報情報に関する事実を確認するための調査」についての考察	1
	(4) 「通報情報に関する事実を確認するための調査」についての考察、つづき	1
	(5) 本件規程 3. 6 (1) に違反する行為の存在	1

	(6) 原告の損害	1
	(7) 被告の責任	1
第3	答弁書に対する認否	1
第4	結語	1

第1 用語の整理

1 本書に用いる用語および表記の意味

本書に用いる用語の意味は、本書に別段の定義のない限り、本件規程及び原告の訴状に定義するところによる。同様に、上記の書面に別段の定義のない限り、被告が定義する用語の意味を用いる。

また、原告及び上司Aが平成27年4月1日から平成30年3月31日に所属していた部署を以下「本件事業部」又は「本件グループ」といい、被告の豪州子会社を以下、単に「豪州子会社」という。引用文の一部で「≪本件豪州企業≫」のように示している表記は、固有名詞の伏せ字を意味する。

2 「本件通報」という用語の意味

(1) 本件規程に定める「通報」及び「通報情報」の範囲について

「公益通報者保護法に基づく指針(令和3年内閣府告示第118号)の解 説」5頁の注釈5には、「内部公益通報を「受け付ける」とは、内部公益通報 受付窓口のものとして表示された連絡先(電話番号、メールアドレス等)に直 接内部公益通報がされた場合だけではなく、例えば、公益通報対応業務に従事 する担当者個人のメールアドレス宛てに内部公益通報があった場合等、実質的 に同窓口において内部公益通報を受け付けたといえる場合を含む。」と記載さ れている。

本件規程3. 4 (2) では、法務部長を「対応者」というと定め、対応者たる法務部長が調査を行うにあたり、調査を補助する者として選任した者が「調査補助者」であると定めている。そして、本件規程3. 4 (3) では、対応者たる法務部長及び選任された調査補助者は、通報情報を相互に開示する旨が定められている。実務上としても、被告も認めるとおり¹、被告は、被告が本件規程2. 1 (1) アに定める法務部長宛の電子メールアドレスに対する通報を受け付けた後の対応について、通報情報の追加を通報する宛先を調査補助者のみにするように制限している(甲6)。

すなわち、調査過程などにおいて調査補助者に対して通報情報の追加を告げ

¹ 答弁書、第4の4(4)ウ(16頁)

る行為は、本件規程1. 2(6)に定める「2. 1の通報窓口に対してなされた通報」と実質的に同じである。

以上により、調査過程などにおいて調査補助者に対して告げた通報情報は、本件規程1.2(6)に「通報情報とは、2.1の通報窓口に対してなされた通報にかかる情報をいう。」と定める「通報情報」と実質的に同じである。

(2) 訴状において定義した「本件通報」という用語の意味の変更について

訴状においては、「本件通報」という用語の意味を、「本件GSTの支払いに関連する事実、疑念、確認事項又は疑問事項などの情報を通報する通報を総称して「本件通報」という。」と定義していた²。一方で、答弁書においては、平成28年9月14日に通報した通報のみを意味するようである³。

上記(1)のとおり、調査過程などにおいて調査補助者に対して通報情報の追加を告げる行為は、本件規程1.2(6)に定める「2.1の通報窓口に対してなされた通報」と実質的に同じであるけれども、本件訴訟における混乱を避けるために、本書以降に用いる「本件通報」という用語の意味を答弁書に定義する用語の意味に変更する。

(3) 「本件通報」及び「本件通報に係る情報」を区別することについて

本件規程においては、通報する行為である「通報」、及び通報に係る情報である「通報情報」を区別している。同様に、公益通報者保護法においても、「公益通報」及び「通報対象事実」を区別している。

本件規程に定める対応事項は、通報者や通報という行為に対する対応(通報の受付及び調査結果の通知等)、及び通報情報という行為に係る内容に対する対応(調査、是正措置、再発防止策及び対応策)がある。そのため、「本件通報の調査」、「本件通報について報告」又は「本件通報について対応」というような表現をしてしまうと、紛らわしい表現又は不正確な表現になりやすい。

上記の理由により、被告に対しては、本件規程又は公益通報者保護法等と同様に、「本件通報」及び「本件通報に係る情報」を区別して主張することを求める。

² 訴状、第2の4(4)(3頁)

³ 答弁書、第3の1 (6頁)

3 本件訴訟に用いる用語のまとめ

(1) 表1. 本件内部通報制度の仕組みに関する用語

	用語	用語の意味
ア	「本件通報」	原告が平成28年9月14日に、本件規程2.1(1)に 定める本件内部通報制度の社内通報窓口の電子メールア ドレス宛に本件規程1.2(5)に定める「通報」をした行 為をいう。(乙2)
1	「追加通報」	原告が平成30年11月27日に、本件規程2.1(1)に定める本件内部通報制度の社内通報窓口の電子メールアドレス宛に本件規程1.2(5)に定める「通報」をした行為をいう。(乙9)
ウ	「調査補助者に対する追加 通報」	原告が平成28年10月3日から平成29年7月31日及び平成30年12月12日から令和2年1月24日に、調査補助者に対して本件規程1.2(5)に定める「通報」をした行為をいう。 (甲8ないし18、22、23及び25)
I	「本件調査」	被告が本件通報、追加通報及び調査補助者に対する追加通報に対して本件規程1.2(9)に定める「調査」を実施した行為を総称していう。
オ	「本件調査報告1」	被告の法務グループが平成29年8月14日に、原告に対して本件規程3.6(1)に定める「調査結果等の通知・報告」をした行為をいう。(乙11)
カ	「本件調査報告2」	被告の法務2グループが令和元年10月25日に、原告に対して本件規程3.6(1)に定める「調査結果等の通知・報告」をした行為をいう。(乙12)
+	「本件是正措置等」	被告が本件調査を実施したことにより確認された法令 等に違反する事実または違反するおそれのある事実に対 する本件規程3.6(1)イ又はウに定める是正措置、再発 防止策又は対応策を総称していう。

(2) 表 2. 「通報情報に関する事実」に関する用語

	用語	用語の意味
ア	「本件支払手続」	原告が平成27年11月6日に、本件豪州企業に対してコンサルタントの役務対価と本件GST75,473.10豪ドルを合わせた金額836,601.06豪ドルを支払うための手続をした行為をいう。(甲3)
1	「還付手続対応説明」	上司Aが平成28年3月31日に、原告に対して本件 支払手続に係る支払の内容に関する対応事項を説明した 行為をいう。なお、説明に係る内容は甲4に記載する内 容である。(甲4)
ウ	「本件調査対応協議」	調査補助者が平成29年2月7日に、本件調査のなかで、上司Aと協議した行為をいう。なお、原告は、協議に係る具体的な内容を知らされていない。(甲15の2及び乙3⁴)
I	「GST業務移管通知」	本件グループの担当者が平成29年3月9日に、GS Tの業務を本件グループから他のグループに移管する旨 を通知する電子メールを送信した行為をいう。なお、G STの業務とは、具体的にどのような業務を指すのか は、未だに、不明である。(乙3 ⁵)
オ	「何かしらの措置」	被告が平成29年4月に、被告が本件豪州企業からG STを請求されないための措置を実行した行為をいう。 なお、ここでいう「何かしら」とは、措置の実行に係る 合理的 ⁶ かつ具体的な内容をいう。原告は、措置の実行に 係る合理的かつ具体的な措置の内容を知らされていな い。(甲21)
カ	「金銭の流れが一部不明瞭 な送金」	豪州子会社が平成29年7月31日に、被告に対して 79,315.52 豪ドルを送金した行為をいう。(甲27)
‡	「本件契約の措置」	被告が平成30年9月13日に、「豪州国外の顧客に対するサービス提供費用には、豪州GSTを課さない。なお、本件豪州企業がGSTを課すべきと判断すれば、GST込みで請求する権利を有する。」という定めが存在する被告と本件豪州企業との間の本件契約を締結した行為をいう。なお、被告と本件豪州企業との間で締結し

⁴ 前回訴訟第一審判決書、第3の1(1)ク(14頁15行目以下)

⁵ 前回訴訟第一審判決書、第3の1(1)ケ(14頁17行目以下)

⁶ 例えば、甲20の1の「2016年11月以降GSTの法改正により、非居住者であるJXTGエネルギーに対するコンサルタント料の請求にはGSTは含まれないことを確認済み。よって、今後はGST込で請求を受けた場合には、上記の点を連絡の上、相手方に修正を依頼。」という通知の内容は、「2016年11月以降GSTの法改正」が本当に存在したか否か又はその法改正の内容が不明であるため、合理的な内容とはいえない。

		た契約には、本件契約が締結されるまでの間、GSTに 関する定めは存在していなかった。(甲21)
þ	「社内SNS投稿」	原告が令和2年3月27日に、本件SNSに対して投稿した行為をいう。なお、投稿に係る内容は甲26に記載する内容である。(甲26)
ъ	「本件通知」	調査補助者が令和2年6月25日及び同年7月9日 に、原告に対して、本件契約に係る契約の内容、本件契 約の措置を実行する前に被告と本件豪州企業との間で締 結した契約の内容、及び本件豪州企業が被告に対してG STを請求していたのは平成29年4月までであった事 実を、社内SNS投稿に係る内容に対する回答として通 知する電子メールを送信した行為をいう。(甲21)

(3) 表3. 時系列における用語と書証番号の整理

	年月日	用語	書証番号
ア	平成27年11月16日	「本件支払手続」	甲3
1	平成28年3月31日	「還付手続対応説明」	甲 4
ゥ	平成28年9月14日~ 平成29年7月31日	「本件通報」及び「調査補助者に対する追加通報」	乙2及び甲8ないし18
I	平成29年2月7日	「本件調査対応協議」	甲15の2及び乙37
オ	平成29年3月9日	「GST業務移管通知」	Z3 ⁸
カ	平成29年4月	「何かしらの措置」	甲21
+	平成29年7月31日	「金銭の流れが一部不明瞭 な送金」	甲27
ク	平成29年8月14日	「本件調査報告1」	乙11
ケ	平成30年9月13日	「本件契約の措置」	甲21
٦	平成30年11月27日~ 令和2年1月24日	「追加通報」及び「調査補助者に対する追加通報」	甲22、23、25及び乙9
サ	令和元年10月25日	「本件調査報告2」	乙12
シ	令和2年3月27日	「社内SNS投稿」	甲26
ス	令和2年6月25日及び 令和2年7月9日	「本件通知」	甲21

⁷ 前回訴訟第一審判決書、第3の1(1)ク(14頁15行目以下)

⁸ 前回訴訟第一審判決書、第3の1(1)ケ(14頁17行目以下)

(4) 表 4. 本件規程に定める事項と当事者の主張との対応表

		原告の主張	被告の主張
ア	本件規程1.2(5)に定める「通報」について	本件通報(乙2)、追加通報(乙9)及び調査補助者に対する追加通報(甲8ないし18、22、23及び25)。	本件通報(乙2)及び追加 通報(乙9)。
1	本件規程1.2(6)に定め る「通報情報」について	上記の通報に係る情報。	上記の通報に係る情報。
ウ	本件規程1.2(9)に定める「通報情報に関する事実」について	本件支払手続(甲3)、 他。	不明。
I	本件規程1.2(9)に定める「調査」に係る調査事項について	本件支払手続(甲3)に係る支払の内容が契約条項又は租税条約などの法令等に基づいていたのか否かについて確認する事項が含まれていたと推定される。	不明。
オ	本件規程3.6(1)に定める「調査結果等の通知・報告」について	本件調査報告1 (乙11) 及び本件調査報告2 (乙1 2)。	乙10について、本件規程 3.6(1)に定める調査報 告であるか否かが不明瞭。
カ	本件規程3.6(1)アに定める「法令等に違反する事実又は違反するおそれのある事実」の存在について	本件支払手続(甲3)に係る支払の内容が契約内容に基づいていないという不正行為等の事実が存在した(甲21)。	不明。
+	本件規程3.6(1)イ又は ウに定める是正措置、再発 防止策又は対応策について	何かしらの措置及び本件契 約の措置を実行した(甲2 1)。	不明。

第2 原告の主張

1 本件訴訟における原告の主張が遮断されないこと

(1) 答弁書における ④ → ④ ′ の対応付けは、被告独自の解釈にすぎない

被告は、本件訴訟における原告の主張を合理的に解釈するとして、答弁書に おいて、④ → ④′ の対応付けを示しているものの⁹、当然ながら、これは、被告 独自の解釈にすぎないというべきものである。

最高裁平成30年2月15日第一小法廷判決・集民258号43頁(以下 「最高裁平成30年判決」という。)は、相談窓口制度の利用者に対する信義 則上の義務を負う場合と、相談窓口制度の運用を定める規程類の存在の有無と の関係を示していないところ、本件規程のような社内規程が存在しない場合で も、信義則上の義務違反が適用される可能性があると考えられる。

そして、どのような相談の申出があった場合にいかなる措置を講ずるべきかについては、最高裁平成30年判決以降の類似の裁判例の集積によって、具体的に明らかになっていくと考えられていたところ、前回訴訟第一審判決は、

「不正行為等によって直接被害を受けた者等が、不正行為等を通報した場合は格別(最高裁平成30年2月15日第一小法廷判決・集民258号43頁参照)、そうでない限り、被告が、通報者個人に対し、当然に信義則上、調査等をする法的義務を負うということはできないというべきである。」と判示した¹⁰。

そこで、上記のふたつの判決から、内部通報制度を整備している会社が、通報に係る通報の内容等に応じて適切に対応していない場合、その違反行為に適用しうる法令等を整理すると、表5 (マトリクス表) のとおりである。

⁹ 答弁書、第3の1 (7頁)

¹⁰ 前回訴訟第一審判決書、第3の2(1)イ(24頁16行目以下)

表 5. 内部通報制度における違反行為に適用しうる法令等

	不正行為等によって直接被 害を受けた者が、不正行為 等を通報した場合	不正行為等によって直接被 害を受けた旨を告げる通報 ではない場合
内部通報制度の運用を定め る社内規程が存在する場合	ケース 1 信義則及び社内規程の 違反を適用	ケース3 社内規程違反を適用
内部通報制度の運用を定め る社内規程が存在しない場 合	ケース 2 信義則違反を適用	ケース4 -

被告における法令遵守体制は、本件内部通報制度の運用を定める本件規程が存在している状況である。また、本件是正措置等の実行は、被告が本件支払手続に係る支払の内容に関する契約内容を把握したことにより実行したものであるため、不正行為等によって直接被害を受けた者が、不正行為等を通報した場合ではない。そして、被告は、本件内部通報制度において、通報に係る通報の内容等に応じて適切に対応していないところ、被告の違反行為は、表5のケース3に該当する。

よって、被告の違反行為は、本件規程違反が適用される。

(2) 原告の主張が既判力によって遮断されることはない

本件規程に定める対応事項のうち、

- 調査をせず、あるいは不十分であったこと
- 調査を実施しない場合の通知をしなかったこと
- 通報情報の厳重な管理を行わなかったこと
- 役員等への報告を適正に行っていなかったこと
- 再度、通報可能であることの通知をしなかったこと

(以上を総称して、以下「前回訴訟主要事実」という。) についての信義則上 の義務違反の不存在については、前回訴訟控訴審判決の既判力が生じている。

前回訴訟控訴審判決の既判力の生じた訴訟物は上記のとおりであるのに対し、本件訴訟訴訟物は、被告が、本件規程1.2(5)に定める通報を受けて、本件規程1.2(9)に定める調査を実施した結果、法令等に違反する事実または違反するおそれのある事実が確認され、当該事実に対する是正措置、再発防止策又は対応策として何かしらの措置及び本件契約の措置を実行したにもかかわら

ず、被告は、原告に対し、本件規程3.6(1)イ又はウに定める事項を通知しなかったこと(以下「本件訴訟主要事実」という。)についての本件規程違反の存在についてであるところ、同一関係にないことは明らかである。

そして、本件訴訟主要事実は、不正行為等によって直接被害を受けた者が、 不正行為等を通報した場合ではないところ、表5でも説明できるとおり、前回 訴訟控訴審判決の信義則上の義務違反の不存在と、本件訴訟の本件規程違反の 存在は非両立ではなく、本件訴訟訴訟物が前回訴訟控訴審判決と矛盾関係にあ る場合に当たらない。

さらに、前回訴訟の訴訟物が本件訴訟の訴訟物の前提となっているわけでは ない以上、前回訴訟控訴審判決が本件訴訟の訴訟物の先決関係にある場合に当 たらない。

以上により、前回訴訟控訴審判決の既判力が本件訴訟に作用しない。

よって、前回訴訟控訴審判決の既判力は本件訴訟に及ばず、原告の主張が既 判力によって遮断されることはない。

(3) 甲21の3の情報を得たことにより推定される事実について

本件訴訟で提出した書証のうち、前回訴訟において提出されなかった証拠は、甲21の3に記載している内容であり、その内容のうち、前回訴訟において把握できなかった情報は、以下の枠内の下線の部分である。

1 質問:契約書の記載内容A契約

回答:

締結日:2015年1月19日

有効期間:2014年4月1日から2016年3月31日(2年間)。以降いずれか一方当事者からの90日前予告がない限り自動延長。

GST等に関する表示:記載なし

2 質問:契約書の記載内容B契約

回答:

締結日:2018年9月13日

有効期間:いずれか一方の当事者から解約の意思表示がない限りは無期限 GST等に関する表示:豪州国外の顧客に対するサービス提供費用には、豪州 GSTを課さない。なお、本件豪州企業がGSTを課すべきと判断すれ ば、GST込みで請求する権利を有する。 被告と本件豪州企業との間で締結した契約に関する経緯について、上記の枠 内の下線の情報を得たことにより推定される事実は、表6の下線部分である。

表 6. 被告と本件豪州企業との間で締結した契約に関する経緯

平成27年11月6日	原告が本件支払手続をした。
平成28年9月14日 ~平成29年7月31日	原告が本件通報及び調査補助者に対する追加通報をした。
平成29年2月7日	調査補助者が本件調査対応協議を実施した。
平成29年3月9日	本件グループの担当者がGST業務移管通知をした。
平成29年4月	被告は、本件調査対応協議を実施した結果、被告と本件豪州企業 との間で締結した契約において役務提供対価にGSTを課す旨の定 めが存在しないことを把握し、本件支払手続に係る支払の内容が当 該契約に基づいていないという事実を確認したものの、契約終了日 まで契約内容の変更ができないため、何かしらの措置を実行した。 これにより、本件豪州企業が被告にGSTを請求していたのは、 この時点までであった。
平成30年3月31日	被告と本件豪州企業との間で締結したGSTに関する定めが存在 していない契約の契約終了日(※注)。
平成30年9月13日	この時点では、被告と本件豪州企業との間で、 役務提供対価に S T を課す旨の定めが存在する契約を結ぶことができる状況であったため、本件契約の措置を実行した。

※注 甲21の1には、本件契約が締結されるまでの間は、GSTに関する定めが存在していない契約に基づき発注が行われていた旨が記載されている。しかし、乙12の1頁に記載されている内容から、本件豪州企業が関わったプロジェクトは、平成30年3月に終了したと思われる。そのため、契約の自動延長ではなく、契約が終了した可能性がある。

(4) 原告における情報把握の状況と前回訴訟主要事実との関係について

表6で示した経緯からすると、被告は、本件調査対応協議を実施した結果、被告と本件豪州企業との間で締結した契約において役務提供対価にGSTを課す旨の定めが存在しないことを把握し、本件支払手続に係る支払の内容が当該契約に基づいていないという事実を確認したため、当該事実に対する本件是正措置等として何かしらの措置及び本件契約の措置を実行したと推定される。

しかし、本件調査対応協議を実施した後に(甲15の2及び乙3¹¹)、GST業務移管通知がなされ(乙3¹²)、これにより、原告は、被告と本件豪州企業との間で締結した契約に関する情報から遮断された状態になったことから、何かしらの措置又は本件契約の措置を実行したことを知らされない状況であった。

さらに、調査補助者は、原告からの本件調査報告 2 に係る通知の内容に対する質問に回答する際、原告に対し、「当社と ≪ 本件豪州企業 ≫ 間の契約書について確認するように再三お求めですが、これを行う必要はないものと判断しています。」などと説明して(甲 2 5 の 5)、原告を被告と本件豪州企業との間で締結した契約に関する情報から遮断した。

甲21の3に記載している内容を通知した本件通知の際にも、調査補助者は、原告に対し、本件支払手続に係る支払の内容が契約条項又は租税条約などの法令等に基づいていたのか否かについて通知していない(甲21の3)。

上記の状況であったため、原告は、被告が本件是正措置等として何かしらの 措置及び本件契約の措置を実行したことが認識ができず、前回訴訟において は、本件訴訟主要事実ではなく、前回訴訟主要事実である「調査をせず、ある いは不十分であったこと」という視点で主張した。

(5) 本件訴訟における原告の主張は、信義則に反せず、許される

甲21の3に記載している内容は、前回訴訟控訴審判決を言い渡した後に、原告が会社貸与パソコンで確認した内容であるため、前回訴訟において、証拠として提出していない。これについては、被告が令和3年5月26日に、原告に対して、訴訟に関する全ての行為についてオフィススペース及び会社貸与パソコン等を使用することを禁じていたという事情があった。

確かに、被告が原告に対して、訴訟に関する行為について会社貸与パソコン等を使用することを禁じていたとはいっても、甲21の3に記載している内容は、前回訴訟の提起前に、被告が原告に対して通知していた内容ではある。

原告は、前回訴訟においても、被告と本件豪州企業との間で締結した契約に関する主張をしており、被告と本件豪州企業との間の契約書の所持者である被告にその契約書の送付を嘱託することを申し立てをする令和4年4月15日付の「文書送付嘱託申立書(1)」を提出していた¹³。

これに対し、被告は、令和4年6月7日付の「文書送付嘱託の申立てに対する意見書」において、原告の主張に理由があるか否かの認定に影響を及ぼさないとして、証拠調べの必要性の不存在を主張し、文書を送付しなかった¹⁴という経緯があった。

¹¹ 前回訴訟第一審判決書、第3の1(1)ク(14頁15行目以下)

¹² 前回訴訟第一審判決書、第3の1(1)ケ(14頁17行目以下)

¹³ 令和4年4月15日付「文書送付嘱託申立書(1)」第3の7 (9頁2行目以下)

¹⁴ 令和4年6月7日付「文書送付嘱託の申立てに対する意見書」第3の4(4頁7行目以下)

本件調査に係る調査事項については、依然として、「具体的に何を調査したのか、及び何を調査しなかったのか」が判然としていない状況であり、未だに、その調査事項について、被告から提示されていない。

そして、前回訴訟第一審判決及び前回訴訟控訴審判決は、前回訴訟において、本件調査に係る調査事項について釈明権を行使しておらず、また、前回訴訟主要事実について、信義則違反であるか又は本件規程違反であるかという法的観点の指摘をしていない。

前回訴訟における情報把握の状況は以上のとおりであるから、原告が前回訴訟において、本件訴訟における訴訟物と同様の主張をして、一回的解決を図ることは、困難であったといえる。

よって、本件訴訟における原告の主張は、信義則に反せず、許される。

2 被告について債務不履行又は不法行為に基づく責任が成立すること

(1) 本件規程を定めて本件内部通報制度を整備したことによる債務の存在

被告は、被告等の取締役および使用人(従業員)の職務の執行が法令および 定款に適合することを確保するための体制の一環として、本件内部通報制度を 整備・運用している(甲28)。また、本件規程1.2(1)に定める「法令等」 には、グループ行動基準も含まれている(甲2)。

本件内部通報制度が適切に運用されているか否かは、従業員が職務を執行するための環境及び従業員の職場環境に影響する。

労働契約法第7条により労働契約の内容となる「就業規則」は、就業規則という名称のものに限られず、労働条件を定めるもので規則規程として周知されているものであれば該当しうる。

労働基準法第89条の事項には10号の「当該事業場の労働者のすべてに適用される定めをする場合においては、これに関する事項」もあり、本件規程も 当該事業場の労働者すべてに適用されるから、被告のいう就業規則として使用 者たる会社と労働者たる従業員との間に効力を生ずる場合である。

本件規程も、労働者の側からは職場環境の改善の側面があり、労働条件に関わるものである。

仮に本件規程の趣旨が労働条件に関係しないとした場合であっても、会社が 自ら一定の場合に一定の行為を具体的に行うことを定めて公表した以上、会社 は要件に該当する者に対してそれを行う債務がある。

(2) 本件規程に定める「通報情報に関する事実を確認するための調査」について

本件規程1.2(9)では、「調査とは、通報情報に関する事実を確認するための調査をいう」と定めている。調査過程などにおいて調査補助者に対して告げた通報情報は、本件規程1.2(6)に定める「通報情報」と実質的に同じであることは、上記第1の2(1)のとおりである。すなわち、本件調査の対象は、本件通報、追加通報及び調査補助者に対する追加通報に係る情報(通報情報)に関する事実である。

ここで、本件通報、追加通報及び調査補助者に対する追加通報に係る情報 (通報情報) に関する事実を大きく分けると、

- 事実A. 原告が本件支払手続をした行為(甲3)、
- 事実B. 上司Aが還付手続対応説明をした行為(甲4)、及び
- 事実C. 豪州子会社が金銭の流れが一部不明瞭な送金をした行為(甲27)の3つであった。

上記のうち事実Aについて、本件支払手続をした行為に関する調査事項はどのようなことであったか、以下、考察する。

(3) 「通報情報に関する事実を確認するための調査」についての考察

原告は、調査補助者に対する追加通報において、調査補助者に対し、被告と本件豪州企業との間で締結した契約の確認に関する状況を告げていた¹⁵ (甲10ないし17、22及び23)。

これに対し、調査補助者は、「追加でいただいた疑問含め、対応検討させていただきます。(甲14の1)」及び「打ち合わせを行う場合は、また別途日程を設定させていただきます。(甲18の1)」と返答し、また、以下の枠内の事項を「調査の対象となる事項」として提示していた(甲23の8)。

≪中略≫

2. 調査の対象となる事項

以下の点について、「コンプライアンス違反があったか否か」について調査し回答します。

≪ 中略 ≫

(1) 適切な是正措置が取られたのか。

1. (2) のとおり、適切な遠付処理および当社帳簿への費用計上処理が完了しているかについて確認します。2018年12月13日付で ≪ 原告 ≫ 様から

¹⁵ 甲10の2、甲13の1、甲13の2、甲14の2、甲15の1、甲16の3、甲17の1、甲22の3、甲23の5

いただいたメール (Re:コンプライアンス違反となる事象の有無とその理由・根拠の確認について) の①、⑤、⑥、⑨、⑩および⑪ 対応する趣旨です。

≪中略≫

(3) 「契約書に付加価値税の扱いについて明記するべきではないか。」との疑問に答える。

『調査の対象となる事項(調査スコープ)」の「(2) 支払い義務が無い可能性を認識しているにも関わらず、その可能性の確認をせずに付加価値税の支払いをしていることは、"問題ない"のかどうかを確認」については、これでお答えできると考えます。

≪ 中略 ≫

※注 上記の「①、⑤、⑥、⑨、⑩ および ⑪ 対応する趣旨です。」という記載について、「①」は、本件事業部において被告と本件豪州企業との間で締結した契約の内容を確認していない事実を意味しており、また、「⑤」は、被告が本件豪州企業に対して役務対価の金額とGSTの金額を合わせた金銭を支払い続けていた事実を意味している(甲22の3)。

原告と調査補助者との調査過程におけるやり取りは上記のとおりであるから、本件支払手続をした行為に関する調査事項には、本件支払手続に係る支払の内容が契約条項又は租税条約などの法令等に基づいていたのか否かについて確認する事項が含まれていたと推定される。

(4) 「通報情報に関する事実を確認するための調査」についての考察、つづき

被告も認めるとおり¹⁶、実務上、海外企業が被告に発行する請求書において、海外企業が被告に対してGSTを請求することは、特殊な場合を除いてほとんどない。このような状況のなかで、本件豪州企業が被告に対してGSTを請求していたという事実が存在すれば、売買契約においてGSTに関する定めが存在するという特殊な事情があるかどうかを確認する必要があるのは当然である。

売買契約において役務提供対価にGSTを課す旨の定めが存在する場合は、 当然、GSTを支払う義務がある。一方で、売買契約において役務提供対価に GSTを課す旨の定めが存在しないにもかからわず、支払義務がないGST分 の金銭を支払っていたような場合は、その支払の行為自体が法令等に違反する 事実または違反するおそれのある事実であるのはもちろんのこと、契約条項又 は租税条約などの法令等に基づかない支払の行為は、従業員が不正なキック バックを受け取るような不正行為を生ずるおそれがある。

仮に原告が本件通報、追加通報又は調査補助者に対する追加通報において、

¹⁶ 答弁書、第4の4(1)イ(15頁)

契約内容の確認の必要性について告げていないとしても、被告は、被告等の取締役および使用人(従業員)の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制の一環として、本件内部通報制度を整備・運用していること(甲28)、また、本件規程の目的について、被告等における法令等に違反する行為または違反するおそれのある行為を早期に是正し、もって被告等のコンプライアンス体制を強化することである旨が定められていること(本件規程1.1)からすると、本件支払手続をした行為に関する調査事項には、本件支払手続に係る支払の内容が契約条項又は租税条約などの法令等に基づいていたのか否かについて確認する事項が含まれていたと推定される。

(5) 本件規程3.6(1)に違反する行為の存在

本件支払手続をした行為に関する調査事項は、上記で推定されるとおりであるところ、証拠で明らかになっている事実としても、被告と本件豪州企業との間で締結した契約において役務提供対価にGSTを課す旨の定めが存在していなかったという事実が存在し(甲21)、また、被告が本件通報及び調査補助者に対する追加通報を受けた後に調査補助者が上司Aと本件調査対応協議をしたという事実が存在し(甲15の2及び乙3¹⁷)、さらに、本件調査対応協議の後に、被告が本件豪州企業からGSTを請求されないための何かしらの措置及び本件契約の措置を実行したという事実が存在する(甲21)。

以上により、本件調査に係る調査事項には、本件支払手続に係る支払の内容が契約条項又は租税条約などの法令等に基づいていたのか否かを確認するという事項が存在しており、被告は、本件調査を実施した結果、被告と本件豪州企業との間で締結した契約において役務提供対価にGSTを課す旨の定めが存在しないことを把握し、本件支払手続に係る支払の内容が当該契約に基づいていないという事実を確認したため、当該事実に対する本件是正措置等として何かしらの措置及び本件契約の措置を実行したと推認するのが相当である。

本件規程3.6(1)アに定める「法令等に違反する事実または違反するおそれのある事実の有無」という通知事項は、法令等に違反する事実または違反するおそれのある事実の存在ついて、当該事実が存在しない場合はその旨を通知し、存在した場合はその旨を通知するものである。

この点、被告は、答弁書において、「コンプライアンス違反ではないなどとする調査結果報告」及び「いずれも不正行為等に該当しない旨の調査結果報告」という調査報告の内容の存在を主張しているものの、法令等に違反する事実または違反するおそれのある事実が存在したのか否かについては言及していない¹⁸。

¹⁷ 前回訴訟第一審判決書、第3の1(1)ク(14頁15行目以下)

¹⁸ 答弁書、第3の5 (12頁)

取引上の社会通念に照らすと、売買契約において税金の支払に関する定めが存在することは一般的な認識であるところ、調査補助者は、原告からの本件調査報告2に係る通知の内容に対する質問に回答する際、原告に対し、「契約書を確認するという行為は、先に述べた通り対応として意味がない行為ですので、行わなかったとしても対応を怠ったことにはなりません。」などと説明しており(甲25の5)、係る説明の内容が著しく不合理であることからすると、調査補助者は、原告に対し、実際の事実に反して、法令等に違反する事実または違反するおそれのある事実が存在しないかのように説き伏せるために不合理な内容を説明したと推認するのが相当である。

以上により、法令等に違反する事実または違反するおそれのある事実の存在を伏せていた調査結果報告1及び調査結果報告2は、本件規程3.6(1)アの通知事項が不正である点につき、本件規程3.6(1)に違反する行為である。そして、不正な本件規程3.6(1)アの通知事項に続いて、本件規程3.6(1)イ又はウに定める事項を通知しなかったことも、本件規程3.6(1)に違反する。

よって、被告に本件規程 3. 6 (1) イ又はウに定める事項を通知しなかったことについての本件規程違反が存在する。

(6) 原告の損害

かつて、原告が業務プロセスの問題について上司に報告していたにもかかわらず、その問題が原因でトラブルが発生した際、トラブルの原因を原告個人の みの問題として処理されたことがあった。

原告は、上記と同様の事態になることをおそれて本件内部通報制度を利用したものの、これに対して被告が行ったことは、原告を被告が本件調査により把握した契約内容に関する情報から遮断することであった。

このような被告の対応により、原告は、業務プロセスの問題が適正化されない不安を感じながら職務を執行するという精神的損害が生じた。

(7) 被告の責任

よって、被告について、債務不履行に基づく責任又は不法行為に基づく責任 が成立し、原告は、被告に対して、1円の支払いを求める。

第3 答弁書に対する認否

1 第3の「1 本件訴訟における原告の主張」(5頁以下)について

- (1) 第1段落 「原告の令和6年」以下については、否認する。下記(4)以下のと おり、原告の主張の要旨としては不正確であるため、否認する。
- (2) 第2段落 「① 被告は、被告の」以下については、認める。
- (3) 第3段落 「② 原告は、平成28年」以下については、認める
- (4) 第4段落ないし第6段落 「③ 被告は、本件通報を」以下については、否認する。原告が行った本件規程1.2(5)に定める通報は、本件通報、追加通報、調査補助者に対する追加通報であり、本件通報だけではないため否認する。本件訴訟における原告の主張の要旨は、上記第2の1(2)第2段落のとおりである。
- (5) 第7段落及び第8段落 「しかし、一般に」以下については、争う。これに 対する原告の主張は、上記第2の2(1)のとおりである。
- (6) 第9段落 「もっとも、一般に」以下については、否認する。最高裁平成3 0年判決は、「上記申出の具体的状況いかんによっては、当該申出をした者に 対し、当該申出を受け、体制として整備された仕組みの内容、当該申出に係る 相談の内容等に応じて適切に対応すべき信義則上の義務を負う場合があると解 される。」と判示している。被告の解釈による対応付けは、「当該申出に係る 相談の内容等に応じて」に対応するものが抜けているため、不正確である。
- (7) 第10段落及び第11段落 「そこで、本件訴訟における」以下については、否認する。これに対する否認の理由は、上記第2の1(1)のとおりである。

2 第3の「2 前回訴訟における原告の主張と判決の確定」(7頁以下)について

第1段落の「原告が被告の本件内部通報制度の通報窓口に対して行った本件通報を含む2件の内部通報について、被告の対応が本件規程の規定に違反しているために信義則上の義務に違反したとして」については、上記第1の2(3)第2段落のとおり、表現が曖昧であり、被告が注6で示している前回訴訟第一審判決書からしても、正確とはいえないため否認する。その余は、認める。

- **3 第3の「3 前回訴訟の確定判決の既判力による遮断」(9頁以下)について** 争う。これに対する原告の主張は、上記第2の1(2)のとおりである。
- 4 第3の「4 信義則に違反する紛争の蒸し返し」(10頁以下)について
 - (1) 第1段落 「確かに、原告は」以下について、「本件通報を含む2件の内部 通報に関する被告の対応に信義則違反があったことの理由として」について は、上記2と同様の理由により否認する。その余は、認める。
 - (2) 第2段落 「しかし、原告は」以下について、「前回訴訟においては」以下 については、上記2と同様の理由に加えて、「ほとんど網羅的な主張」という 表現も曖昧な表現であるため否認する。その余は、認める。
 - (3) 第3段落ないし第5段落 「そして、原告は」以下について、「原告には、前回訴訟において」以下については、否認ないし争う。その余は認める。これに対する否認の理由及び原告の主張は、上記第2の1(3)ないし(5)のとおりである。
- 5 第3の「5 本件規程3.6(1)イ・ウの違反の不存在」(12頁以下)につい て
 - (1) 第1段落 「本件規程3.6(1)イ・ウ」以下については、認める。
 - (2) 第2段落 否認ないし争う。被告の主張において、本件規程3.6(1)に定める「調査結果等の通知・報告」としての通知がどれなのかが明確にされていないため、原告の主張と相違している可能性があるため否認する。被告の主張に対する原告の主張は、上記第2の2のとおりである。
 - (3) 第3段落 前回訴訟第一審判決書における判示についての記述としては認めるけれども、そもそも、前回訴訟と本件訴訟の主要事実が異なっており、前回訴訟においては、是正措置及び再発防止策等を実行した事実を提示していないため、前回訴訟控訴審判決は、法令等に違反する事実または違反するおそれのある事実が存在したのか否かという点から判断していないと考える。
 - (4) 第4段落 争う。これに対する原告の主張は、上記第2の2のとおりである。

6 第3の「6 信義則上の義務の違反の不存在」(13頁以下)について

現在のところ、信義則上の義務の違反で争う予定がないため、認否を留保する。

7 第3の「7 結論(被告の主張)」(14頁)について 争う。

8 第4(15頁以下)以下について

- (1) 第4の4カ「確かに、被告の法務部長は」(17頁)以下については、現在のところ、本件規程3.2(1)の違反で争う予定がないため、認否を留保する。被告の法務部が、本件通報が本件規程に基づく通報であると認識していたことが、甲7により示されているので、被告が本件規程3.2(1)に違反していたことは明らかではある。なお、甲7の内容は、前回訴訟において、証拠として提出されていない。
- (2) 第6(22頁)については、争う。
- (3) 上記(1)及び(2)以外は、特に認否しない。

第4 結語

上記9頁の表4「本件規程に定める事項と当事者の主張との対応表」のとおり、被告の主張は、不明な点や曖昧な主張が散見されている。裁判所におかれましては、適切な釈明権の行使をお願い申し上げる。

以上